

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

千葉労働局
雇用環境・均等室
総合労働相談コーナー
(P1)

千葉労働局
職業安定部
職業対策課
(P3)

千葉労働局
職業安定部
需給調整事業課
(P4)

千葉県
労働相談センター
(P5)

千葉市
労働相談室
(P6)

法テラス千葉
(P8)

千葉県弁護士会
(P9)

千葉司法書士会
(P10)

一般社団法人
日本産業カウンセラー協会
ADRセンター
(P11)

千葉県社会保険労務士会
(P12)

～紛争解決制度を利用したい方～

千葉労働局
雇用環境・均等室
総合労働相談コーナー
(P1)

千葉労働局
職業安定部
職業対策課
(P3)

千葉労働局
職業安定部
需給調整事業課
(P4)

千葉県労働委員会
(P7)

千葉県弁護士会
(P9)

千葉司法書士会
(P10)

一般社団法人
日本産業カウンセラー協会
ADRセンター
(P11)

千葉県社会保険労務士会
(P12)

～裁判、労働審判等を利用したい方～

千葉地方裁判所
(P14)

千葉簡易裁判所
(P14)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
千葉労働局 雇用環境・均等室 (総合労働相談コーナー)	<p>千葉労働局内の 総合労働相談コーナー</p> <p>千葉駅前総合労働相談コーナー (千葉TNビル4階) (電話) 043-246-4121 (フリーダイヤル) 0120-250650</p> <p>千葉総合労働相談コーナー (千葉労働基準監督署内) (電話) 043-382-3518</p> <p>船橋総合労働相談コーナー (船橋労働基準監督署内) (電話) 047-773-9381</p> <p>柏総合労働相談コーナー (柏労働基準監督署内) (電話) 04-7110-7971</p> <p>銚子総合労働相談コーナー (銚子労働基準監督署内) (電話) 0479-22-8100</p> <p>木更津総合労働相談コーナー (木更津労働基準監督署内) (電話) 0438-80-2827</p> <p>茂原総合労働相談コーナー (茂原労働基準監督署内) (電話) 0475-22-4551</p> <p>成田総合労働相談コーナー (成田労働基準監督署内) (電話) 0476-22-5666</p> <p>東金総合労働相談コーナー (東金労働基準監督署内) (電話) 0475-52-4358</p> <p>千葉労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー (雇用環境・均等室内) (電話) 043-221-2303</p> <p>【特長】 簡易・迅速・無料・ 秘密厳守の解決援助サービス!</p>	<p>① 総合労働相談コーナーにおける 情報提供・相談</p>	<p>【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p> <p>【相談日時】 ●千葉労働局雇用環境・均等室、千葉駅前および各労働基準監督署に設置された総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:30～17:00 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
		<p>② 千葉労働局長による助言・指導</p>	<p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、千葉労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p> <p>【費用】 無料。</p>
		<p>③ 千葉紛争調整委員会による あっせん</p>	<p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、千葉労働局長から委任を受けた千葉紛争調整員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力を持ちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんで申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p> <p>【費用】 無料。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
千葉労働局 雇用環境・均等室（セクハラ、マタハラ、育児・介護休業に関する相談）	千葉労働局雇用環境・均等室 （住所） 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1F （電話） 043-221-2307 【特長】 簡易・迅速・無料・ 秘密厳守の紛争解決援助サービス！	相談	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム・有期雇用労働者の均等・均衡待遇など男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム・有期雇用労働法に関するご相談を受け付けております。
			【費用】 無料。
			【相談方法】 電話又は面談。予約不要（面談の場合は、電話予約をお勧めします）。
【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。			
千葉労働局長による紛争解決の援助	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に関わる民事上の個別労働紛争について、千葉労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。		
	【費用】 無料。		
調停	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、千葉労働局長から委任を受けた千葉紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。		
	【費用】 無料。		

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
千葉労働局 職業安定部職業対策課	千葉労働局職業安定部職業対策課 (住所) 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎4F (電話) 043-221-4392 【特長】 簡易・迅速・無料・ 秘密厳守の解決援助サービス！	相談	【制度概要】 改正障害者雇用促進法に基づく、障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別や、障害者に対する合理的配慮の提供義務に関するご相談を受け付けております。
			【費用】 無料
			【相談方法】 電話又は面談。 面談の場合は電話予約をお勧めします。
			【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
		千葉労働局長による 紛争解決の援助	【制度概要】 障害者であることを理由とする差別的取扱いや、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供内容に係る紛争について、千葉労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。
			【費用】 無料
調停	【制度概要】 障害者であることを理由とする差別的取扱いや、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供内容に係る紛争について、千葉労働局長から委任を受けた調停委員（弁護士や大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家等）が、紛争解決に向けて調停を実施します。非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 なお、募集・採用に関する紛争は対象となりません。		
	【費用】 無料		

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
千葉労働局 職業安定部需給調整課	千葉労働局職業安定部需給調整課 (住所) 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F (電話) 043-221-5500 【特長】 簡易・迅速・無料・ 秘密厳守の解決援助サービス！	相談	【制度概要】 派遣労働者の待遇改善をめぐるトラブル相談はもちろん、派遣先の正社員との待遇差が気になる、労使協定方式とは何か等の疑問や悩みの相談も受け付けています。
			【費用】 無料
			【相談方法】 電話又は面談。
			【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
		千葉労働局長による紛争解決の援助	【制度概要】 令和2年4月施行の改正労働者派遣法に基づく派遣労働者の同一労働同一賃金に関して、派遣先の正社員との間で待遇に不合理な差がある、派遣労働者の待遇確保のために締結された労使協定が守られていない等、派遣元事業主、派遣先と派遣労働者の紛争について、千葉労働局長が客観的な立場から当事者双方の意見を聴取し、問題解決に必要な具体策を提示(助言・指導・勧告)することにより解決を図る制度です。
			【費用】 無料
調停	【制度概要】 令和2年4月施行の改正労働者派遣法に基づく派遣労働者の同一労働同一賃金に関して、派遣先の正社員との間で待遇に不合理な差がある、派遣労働者の待遇確保のために締結された労使協定が守られていない等、派遣元事業主、派遣先と派遣労働者の紛争について、労働問題の専門家からなる調停委員が、派遣労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決の解決を図る制度です。		
	【費用】 無料		

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">千葉県労働相談センター</p> <p>千葉県労働相談センター</p> <p>(住所) 千葉市中央区市場町1-1 県庁本庁舎2階</p> <p>(電話) 043-223-2744</p> <p>【特長】 労働問題全般に関する一般相談と特別労働相談(法律、メンタルヘルス)で相談者をサポート!</p>	<p>一般労働相談</p>	<p>【制度概要】 賃金不払い、解雇、パワハラ・セクハラ、労働時間、休日、配転・出向等の雇用に伴う労働問題、職場のストレス等でお悩みの労働者又は使用者の方から随時相談を受け付けています。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【相談方法】 面談、電話又はインターネット(※) (※) ちば電子申請サービスの相談フォームからご相談下さい。</p> <p>【相談日時】 月曜～金曜日(祝日、年末年始は除く) 9:00～17:00(面談又は電話) 17:00～20:00(電話のみ) ※面談による相談は要予約。 ※インターネット相談は、24時間365日相談受付。ただし、相談受付から回答までに10日程度(閉庁日を除く)お時間をいただきます。</p>
	<p>弁護士による特別労働相談</p>	<p>【制度概要】 高度に法的な判断を要する労働問題の相談に、弁護士が対応いたします。(要予約)</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【相談方法】 面談</p> <p>【相談日時】 原則として 毎月第1・3金曜日 13:00～15:00 (要予約、詳細はお問合わせください。)</p>
	<p>働く人のメンタルヘルス特別労働相談</p>	<p>【制度概要】 不安やストレスなどの心の健康に関する相談に、メンタルヘルスの専門家が対応します。(要予約)</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【相談方法】 面談又は電話</p> <p>【相談日時】 原則として 毎月第4水曜日 17:30～19:30 (要予約、詳細はお問合わせください。)</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">千葉市労働相談室</p> <p>千葉市労働相談室</p> <p>(住所) 千葉市中央区今井 1-14-43 蘇我コミュニティ センター1階 (電話) 043-300-8282</p> <p>【特長】 土日開設！ 秘密厳守！</p>	<p>労働相談員による情報提供・相談</p>	<p>【制度概要】 労働条件や職場のトラブルで悩んでいませんか？どこに相談してよいのか分からない。そのような方のために、千葉市では、働く方のさまざまな労働問題について相談員が相談に応じています。相談者が抱えている問題を整理しケースに応じたアドバイスや専門窓口のご案内をします。(当労働相談室から事業所に対する指導はできません。)</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【相談方法】 電話又は面談。対面相談は事前予約をお願いします。※当分の間、原則として電話のみの対応とさせていただきます。</p> <p>【相談日時】 平日 9:00～16:00 (正午から午後1時を除く) ※電話受付は15:45まで 土日 9:00～15:00 (正午から午後1時を除く) ※電話受付は14:45まで (年末年始及び祝日)</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">千葉県労働委員会</p> <p>千葉県労働委員会事務局</p> <p>(住所) 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎7階 (電話) 043-223-3735</p> <p>【特長】 公（公益委員）・労（労働者委員）・使（使用者委員）の三者構成を活かした紛争解決援助サービス！</p>	<p style="text-align: center;">個別的労使紛争のあっせん</p> <p>※ 労働者個人ではなく、労働組合と事業主との間の紛争（労働争議）については、労働委員会による労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）の制度が利用できます。 詳しくは、労働委員会事務局にお問い合わせください。</p>	<p>【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件などをめぐる紛争について、公益委員（大学教授・弁護士など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（企業経営者・使用者団体役員など）の三者構成のあっせん員が、当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、双方の歩み寄りを促すことによって紛争解決のお手伝いをいたします。 他の制度にはない労使委員による当事者に寄り添った、懇切丁寧なサポートにより、金銭解決のみならず、労働関係の改善につながる解決が可能になるケースもある点が大きな特色です。</p> <p>【申請できる方】 県内に所在する事業所に雇用されているか、又は雇用されていた労働者と、県内に所在する事業所の使用者が申請できます。</p> <p>【申請方法】 来庁又は郵送により、所定の申請書を労働委員会事務局に提出していただきます。 申請書は、労働委員会事務局のホームページからダウンロードできるほか、労働委員会事務局にお問い合わせいただければ、郵送いたします。 (申請書ダウンロード HPアドレス) https://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/tetsuzuki/roudou.html</p> <p>※ 申請の際に、紛争の経過やあっせんを求める事項を事務局職員が確認しますので、来庁による申請をお勧めします。 まずは電話で、お問い合わせください。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【注意点】 「個別的労使紛争のあっせん」は、事実を認定したり、どちらが正しいかを判断する制度ではありません。 また、裁判所で係争中の紛争など、あっせんの対象とならない紛争があります。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター千葉地方事務所（法テラス千葉）	<p>サポートダイヤル （電話） 0570-078374</p> <p>【特長】 労働問題等の 様々な法律トラ ブルに対応！</p>	<p>情報提供</p>	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあり、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。 ※情報提供では、個別法律相談や法的判断は行っていません。オペレーターによる対応となります。</p> <p>【費用】 無料（通話料は利用者負担）。</p> <p>【利用方法】 電話。</p> <p>【受付日時】 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜祝祭日休業）</p>
	<p>法テラス千葉 （住所） 千葉市中央区中央 4-5-1 Qiball(きぼ ーる)2F （電話） 0570-078315 （IP 電話からは 050-3383-5381）</p> <p>法テラス松戸 （住所） 松戸市松戸 1879-1 松戸商工会議所会 館 3F （電話） 0570-078316 （IP 電話からは 050-3383-5388）</p>		<p>民事法律扶助</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
千葉県弁護士会 (住所) 千葉市中央区中央4-13-9 (電話) 043-306-2809	労働専門相談 【料金】 労働者側：初回のみ30分無料。 その後30分ごとに 5,500円 経営者側：30分5,500円 【申し込み方法】 左記電話番号にお電話いただき、労働専門相談をご希望の旨お伝え下さい。 相談場所は、各担当弁護士の事務所にて行います。 ※ただし、新型コロナウイルスの感染拡大中は、相談者の希望により、初回30分の電話相談に応じています。	労働専門相談の名簿に登録された労働問題に詳しい弁護士がご相談に応じます。 相談に応じる弁護士は、労働者側弁護士、経営者側弁護士、両者とも担当する弁護士に区分されており、それぞれの立場から、専門的なアドバイスが受けられます。	
	ひまわりほっとダイヤル (電話) 0570-001-240	中小企業向け法律相談 【料金】 初回30分無料(相談時間が30分を超える場合には、有料となります。) 【申し込み方法】 左記申込専用電話にお電話下さい。	各地域の弁護士会が、中小企業経営者の方向けに実施している相談予約サービスです。 (経営者側のみ)
	千葉県弁護士会 (電話) 043-227-4300	雇用と生活総合電話相談 【実施日時】 毎週火曜日午後1時から午後4時 【料金】 無料 【相談方法】 左記電話番号にお電話いただくと担当弁護士の事務所に直接つながりますので、そのまま担当弁護士とご相談下さい。相談時間はお一人30分程度を目安としています。	本相談は、解雇、残業代などの労働問題から、生活保護、借金問題、住まいの問題まで、生活問題全般についての無料の電話相談です。
	千葉県弁護士会ADR (電話) 043-227-8431	弁護士会ADR	経験豊富な弁護士があっせん人となり、中立的な立場からお話を伺い、法律とトラブルの実情に即して問題点の整理と話し合いを試みることで、紛争解決のお手伝いをする制度です。 スケジュールや開催場所についても柔軟に対応し、3か月以内・3回以内を目標に早期解決を目指します。話し合いによる解決になじむものであれば労働問題に限らず利用可能です。原則として事前に弁護士による法律相談を利用し、紹介状をご用意いただく必要があります。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
千葉司法書士会	ちば司法書士会総合相談センター (住所) 千葉市美浜区幸町2-2-1 (電話) 043-204-8333 【特長】 特別にトレーニングを積んだ司法書士が紛争解決をサポート！	無料法律相談	【サービス概要】 給料不払いなどの労働問題、クレジット・サラ金等の借金返済、敷金問題、相続、不動産の売買や贈与（名義変更）、交通事故の物損、成年後見制度、クーリング・オフのような消費者トラブルなどについて、司法書士が解決に向け親身になって相談をお受けします。 * 民事紛争に関する相談については、紛争の目的価額が金140万円以下のものに限ります。
			【費用】 無料。
			【利用方法】 要電話予約。
			【相談会場・相談日時】 祝祭日を除く土曜日に千葉司法書士会館にて相談会を実施。 千葉司法書士会館以外の会場もあります。詳細はお問い合わせください。
		ADRセンター	【サービス概要】 民事上の司法処理機関として司法書士による仲裁、調停、あっせん等の裁判外紛争解決手続を実施し、紛争当事者の自主的な紛争解決手続を行っています。 紛争の目的価額が金140万円以下の民事に関する紛争に限定されます。
			【費用】 有料。申立手数料5000円＋消費税

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
（一社）日本産業カウンセラー協会東関東支部	<p>（問合せ先） （一社）日本産業カウンセラー協会東京支部ADRセンター （住所） 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-2-12 菱化代々木ビル 4F （電話） 03-6434-9132</p> <p>【特長】 わが国で数少ない「対話促進型ADR」</p>	無料相談	<p>【サービス概要】 解雇、労働条件の引き下げ、退職勧奨、職場でのいじめ・嫌がらせ等の個別労働関係紛争全般の相談を受け付けます。</p>
			<p>【費用】 無料</p>
			<p>【利用方法】 電話又は面談</p>
			<p>【相談日時】 月曜～金曜（祝祭日・年末年始は除く） 9：00～17：00にまずは電話にてお問い合わせください。</p>
		調停	<p>【サービス概要】 個別労働紛争について、産業カウンセラーの有資格者でかつこれらの紛争解決の専門的知識、能力をもった調停者が、裁判（訴訟）によらない当事者同士での話し合いによる解決（対話促進型調停）のお手伝いをいたします。 弁護士は同席せず、経験豊富なカウンセラーが、紛争当事者の間に入って、双方の気持、言い分をしっかりとお聴きし相互理解を深め、問題を解決する方法を探ります。</p>
			<p>【費用】 有料 申立手数料 27,000円 その他期日手数料が必要</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>千葉県社労士会総合労働相談所 (住所) 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイビル 7F (千葉県社労士会内) 電話 043-224-8701 (予約専用) http://www.sr-chiba.org/ippan/soudan/muryou.html</p>	<p>無料総合労働相談 毎週水曜日 (祝日の場合木曜日) 10:00~16:00 予約優先</p>	<p>【サービス内容】 社会保険労務士が、パワハラ、解雇・雇止め・退職勧奨、賃金不払いなど労働問題全般に関する困りごとや疑問にお答えし、解決の方法などをアドバイスします。</p> <p>労働者からの相談だけでなく、使用者・人事労務担当者のご相談も受けます。</p>
<p>千葉支部 電話 : 043-224-9024 相談場所: 千葉市中央区長洲 1-15-7 千葉県森林会館 3 階 (千葉支部内) http://sr-chibashibu.org/soudan.html</p>	<p>千葉支部無料相談 第 1・第 3 月曜日 (祝日の場合火曜日) 10:00~16:00 予約優先</p>	
<p>船橋支部 予約先 : 船橋市商工振興課 047-436-2477 相談場所: 船橋市本町 1-31-1 FACE ビル 5 階</p>	<p>FACE 無料労働相談 第 2・第 4 金曜日 (1 月、8 月、祝日除く) 18:00~20:00 予約優先</p>	
<p>東葛支部 電話 : 047-345-9992 http://sr-toukatsu.org/consal.html 相談場所: 松戸市新松戸 1-341 小金開発ビル 3 階 (東葛支部内)</p>	<p>東葛支部労働相談 毎週日曜日 10:00~15:00 予約必要</p>	

<p>社労士会労働紛争解決センター千葉 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 7F (千葉県社労士会内)</p> <p>電話:043-223-6002 FAX :043-223-6005</p> <p>http://www.sr-chiba.org/adr</p> <p>事前相談申込 →解決センター事務局へ</p> <p>申立書の提出 →解決センター事務局へ</p> <p>事前相談場所 →社労士会内相談室</p> <p>あっせん開催場所 →社労士会内あっせん室</p>	<p>あっせん事前相談 (無料) 予約必要 (相談日時は希望に合わせ設定します)</p>	<p>【サービスの説明】</p> <p>社労士会労働紛争解決センター千葉のあっせん制度を利用したいときに、あっせん制度はどのような制度で、手続きがどのように進められるかを説明します。申立書の書き方など、具体的な申立ての仕方もアドバイスします。</p>
	<p>あっせん (当分の間無料) (あっせん日は、当事者の都合を勘案して早期開催を目指します。特別な事情がある場合は、休日又は夜間の開催も配慮します。)</p>	<p>【あっせん制度の概要】</p> <p>労働問題に精通し、個別労働紛争関係の法制に造詣の深いベテラン特定社会保険労務士があっせん委員となって、事業主と労働者から交互に言い分を傾聴し、公正・中立の立場で双方の歩み寄りを促し、紛争を解決に導く制度です。</p> <p>【特長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立手続きが簡単にできる。 ・早期に解決が図れる。 ・非公開だからプライバシーが守られる。 ・当事者の気持ちが尊重され、解決案を強制されることはない。

問い合わせ先

利用できる制度

裁 判 所

千葉地方裁判所 民事訟廷事務室 事件係

(住所)

〒260-0013

千葉市中央区中央 4 丁
目 11 番 27 号

(電話)

043-333-5277

千葉簡易裁判所 民事係受付

(住所)

〒260-0013

千葉市中央区中央 4 丁
目 11 番 27 号

(電話)

043-333-5286

【各手続の概要】

● 民事調停手続（簡易裁判所）

調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員 2 名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。

双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされません。

● 少額訴訟手続（簡易裁判所）

原則として 1 回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60 万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。

事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続です。

● 労働審判手続（地方裁判所）

労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員 2 名が労働審判委員会を構成し、原則として 3 回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。

事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。

● 民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所）

裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が 140 万円以下の場合には簡易裁判所、140 万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。

厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましい場合もあるでしょう。

【費用】

上記手続のいずれについても申立手数料及び郵便手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。

【ご注意】

裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。

上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。

発行（R3. 9. 27 改訂版）

千葉県労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会事務局

〒260-8612

千葉市中央区中央 4 - 1 1 - 1 千葉第二地方合同庁舎 1 階
千葉労働局雇用環境・均等室 電話 043-221-2303